

# 第 5 部 火山災害対策計画



## 富士山の現況等

### 1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km<sup>3</sup>で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。



## 2 富士山の活動史

- 富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返し、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

### 1 富士山の成り立ち

- 富士山は、約 10 万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流や火砕物(火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

新富士火山の主な噴火活動期（宮路（1998）に基づく）

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
1	約 11,000 年前 ～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
2	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
3	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
4	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
5	約 2,200 年前 以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

### 3 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は、以下のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	命名噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた	
800～802年 (延暦19～20年)	大量の降灰、噴石	エンリヤク 延暦噴火
864～866年 (貞観6～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。 湖の魚被害。	ジョウガン 貞観噴火
937年(承平7年)	噴火	
999年(長保元年)	噴火	
1033年(長元5年)	溶岩流が山麓に到達	
1083年(永保3年)	噴火	
1560年(永録3年)	噴火	
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間 にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	ホウエイ 宝永噴火

#### 1 最近の活動

平成12年(2000年)10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

### 4 富士山における噴火の特徴

これまでにわかっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確

認されている。

## 5 噴火による被害想定

### 1 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、季節など様々な条件によって変化する。

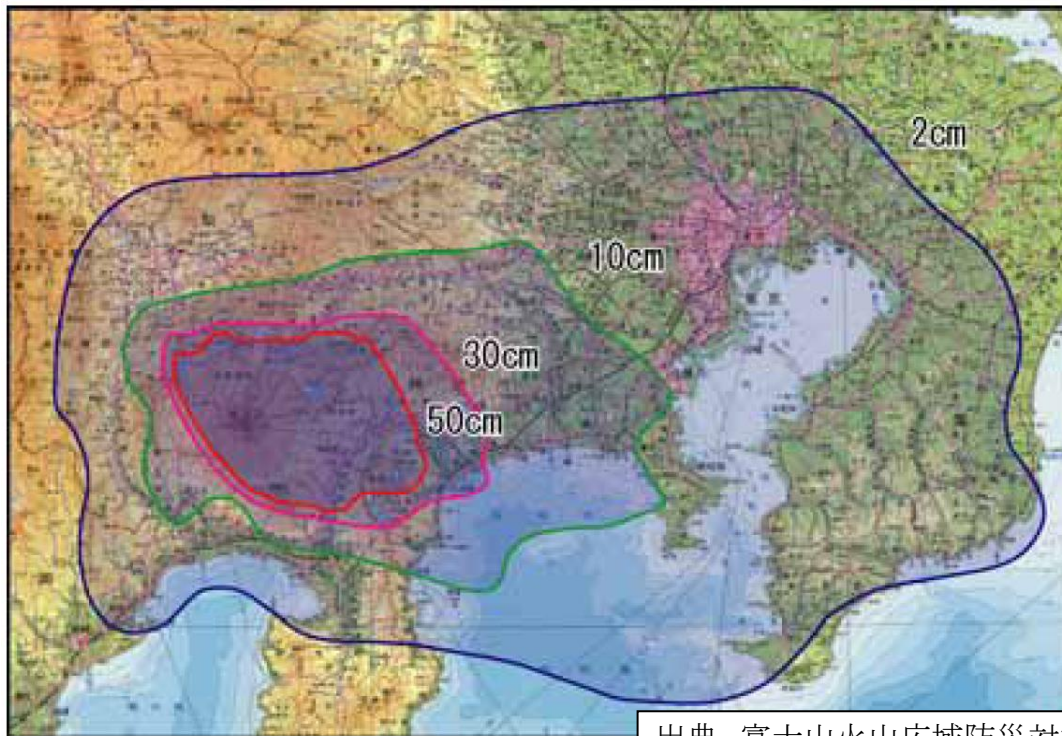
#### ※ 噴火の規模・被害の概要

区分	内容	
噴火の規模	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨時期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度 (降灰の堆積)	八王子市及び稲城市の一部 10cm程度 その他の地域 2cm～10cm程度(具体的な範囲は、別図のとおり)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

### 2 市内の推測される降灰量

- 多摩市に2cmの降灰があった場合、 $0.02\text{m} \times 21.01\text{km}^2 = 42.02 \text{万m}^3$ (10トンダンプ4万2千台)と推定される。

図 降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)



出典 富士山火山広域防災対策基本方針

### 3 降灰による主な影響

※ 令和2年4月 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ 首都圏における降灰の影響と対策～富士山噴火をモデルケースに～(中央防災会議報告)から抜粋

- 鉄道:微量の降灰で地上路線の運航が停止する。車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは運行が停止する。
- 道路:乾燥時 10 cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- 物資:一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食糧、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- 人の移動:鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時的滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、回路の移動についても制限が生じる。
- 電力:降雨時 0.3 cm以上で碍子※の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。

※ 鉄塔や電柱で電線等を支持するとともに、鉄塔や電柱と電線等との絶縁性を保つ器具をいう。

- 通信:噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
- 上水道:原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- 下水道:降雨時、下水管路(雨水)の閉塞により閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- 建物:降雨時 30 cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- 健康被害:降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

## 第2章 富士山火山災害対策

### 1 基本的考え方

多摩市では、富士山火山災害に対しては、基本的には降灰に伴う対処が主対策と想定される。

降灰時の市民の生活については、一応に通常生活を継続しつつ、各個人、各家庭は、日常生活の中で降灰対策を実施するものと考えられる。

多摩市では、これらを踏まえ、市民サービスを保持するための通常業務の継続を基本とし、次号のとおり火山災害対策を行う。

- 気象庁からの降灰予報や火山噴火の動向等の情報を的確に収集し、市民及び関係機関に伝達する。
- 市民からの降灰に係わる問合せ窓口を設置し、円滑な相談体制を構築する。
- 火山灰による健康への影響、火山灰の処理方法などの市民に直接関係する情報を的確に提供する。
- 都等と連携し、降灰の除去、処理等の適切な対策を講じる。
- 火山活動が長期化した場合は、その活動状況に応じた体制を構築し、対策を実施する。
- 多摩市の総力を挙げて対処する必要がある場合には、時期を失することなく災害対策本部を設置し対処する。



## 2 第2部震災対策編との整合性

第5部火山災害対策計画は、多摩市が実施する火山に関連する対策に特化した計画とし、ここに定めのない対策は、第2部震災対策編を準用し対策を行う

## 3 活動体制

富士山が噴火した場合の多摩市への直接的な影響の有無については、噴火の規模や偏西風などの気象条件により異なる。

多摩市は、状況に応じた応急活動を円滑に実施できるように、警戒時からの関係機関を通じた情報収集、情報共有を行う。

降灰後の降雨による河川積止めの氾濫や土石流の発生の危険性も視野に入れた、気象予報等の情報収集を行う。

### 1 災害対策本部の設置

富士山が噴火した場合は、災害対策本部を設置する。

その態勢は、第2部第2章を準用するとともに、降灰状況に応じ柔軟に対応する。

### 2 態勢の変更

応急的に対応する場合は、全部局が連携し、次の任務分担を例示として火山災害対策に取り組む。

① 降灰対応に伴う統括・総合調整.....総務部(防災安全課)

② 市民からの電話相談等の対応.....企画政策部

※ 専用回線を設置し、相談受付要員は全所属から選出し対応する。

③ 降灰に係わる広報.....企画政策部

④ 降灰に伴う健康相談.....健康福祉部

⑤ 降灰の処理.....環境部

⑥ 降灰の調査.....環境部

※ 各施設管理者と連携して実施する。

⑦ 公共施設の降灰の除去.....全所属

⑧ 降灰に伴う河川積止め有無の調査.....都市整備部

⑨ 降灰に伴う法面の崩落危険の調査.....環境部・総務部

※ 総務部が対処する場合には、防災安全課が消防団を運用し、警戒、応急措置を実施する。

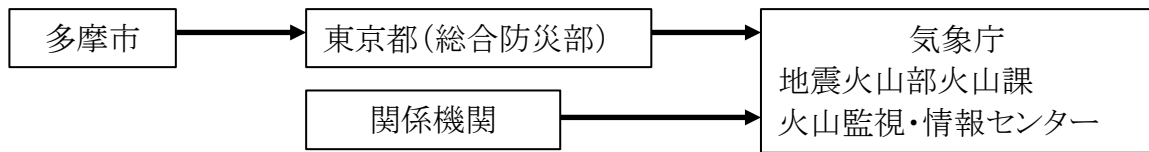
⑩ 雑務や応援.....全所属

## 2 降灰情報の収集・伝達等

### 1 降灰調査

東京都内降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

## 2 降灰調査結果（降灰情報）の報告



(出典 東京都地域防災計画 火山編)

## 3 降灰調査項目は以下の通り

降灰の有無・堆積の状況・時刻・降灰の強さ・構成粒子の大きさ・構成粒子の種類・特徴等  
堆積物の採取・写真撮影・降灰量・降灰の厚さ※・構成粒子の大きさ(詳細)※

※ 降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階級	解説
1	降っているのがようやく分かる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため視界不良となり、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターでとりまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。
- 解説資料は、東京都、市区町村及び防災関係機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

## 4 降灰予想

- 気象庁は、平成 20 年より降灰予報の発表を開始した。
- 平成 27 年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。
- また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。
- 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

### (1) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・ 噴火の発生に関わらず、一定の規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・ 18 時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

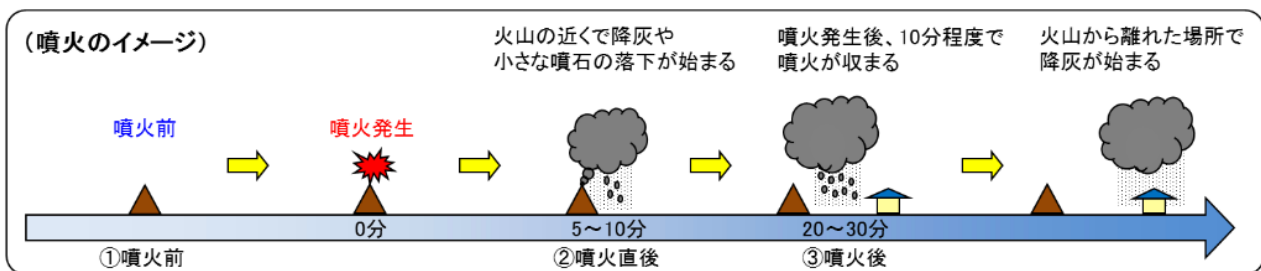
### (2) 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

- 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
- (3) 降灰予報（詳細）
- 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
  - 降灰予測の結果に基づき「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表
  - 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

表 降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満



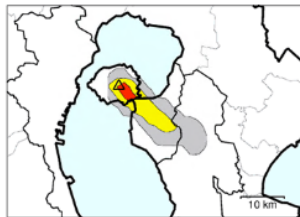
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



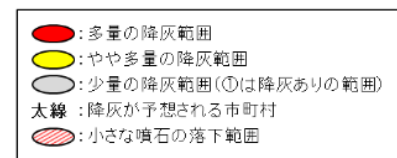
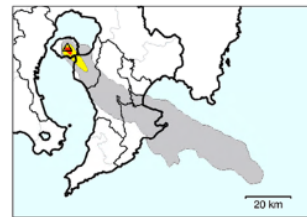
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

## 5 降灰量階級表

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
<b>多量</b>	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<b>外出を控える</b> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<b>運転を控える</b> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
<b>やや多量</b>	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<b>マスク等で防護</b> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
<b>少量</b>	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	<b>窓を閉める</b> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

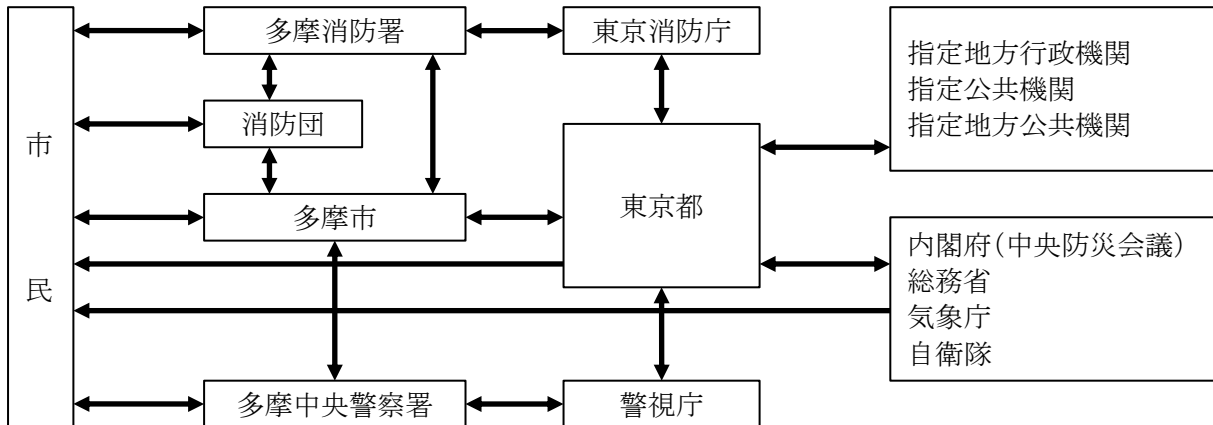
※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による  
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

## 4 情報収集及び伝達

### 1 伝達体制

多摩市は、必要により防災行政無線を活用して市民に対して必要な情報を伝達する。

多摩市は、既設の通信手段(通常電話等)を有効に活用し、効率的に関係機関と情報連絡を行う。



### 2 被害状況等の調査報告

- 市は、降灰による被害の発生に際して、速やかに市内の被害状況等を迅速、的確に把握し、東京都等に報告する。
- 各対策部における報告内容については、次のとおりとする。
  - ・ 統括対策部長は、火山活動による降灰が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を東京都に報告する。なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。
  - ・ 復旧復興・給水対策部長は、都道及び市道の降灰による被害状況並びに災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
  - ・ 復旧復興・給水対策部長は、上下水道の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

## 5 広報広聴

### 1 広報

#### (1) 直ちに行う広報

市民情報対策部長は、火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、統括対策部長と連携を図り、必要な広報を行う。

- ① 火山噴火時の広報  
噴火の規模及び状況・避難場所の所在地・避難誘導路の周知・その他必要な事項
- ② 被災者に対する広報  
被害情報・食糧及び物資の配給状況・医療機関の診療状況・デマ情報の防止・通信及び交通機関の復旧状況・その他必要な事項

## (2) 重点的に行う広報

火山活動においては、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

出火防止対策・降灰による健康被害防止・噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供・その他必要な事項

## (3) 広報手段

市民情報対策部長は、庁内部局等と連携し、印刷物の配布、ホームページ、防災行政無線、報道機関を活用し広報を行う

## 2 広聴

- 市民情報対策部長は、必要により電話相談を受付ける専用コーナーを設置し運営する。
- 統括対策部長は、電話相談等に対し、全庁的に係員の応援派遣を行う

## 6 火山灰の除去・収集及び処理等

### 1 宅地等の降灰除去

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。
- 宅地に降った火山灰は、所有者、又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。

#### (1) 降灰に関する基本的対策

清掃対策部長は、以下の、降灰に関する基本的事項を実施する。

- 降灰予報及びその他火山情報の把握
- 宅地の降灰運搬
- 収集した降灰の処分
- 測定
- 被害額の算定及び報告

#### (2) 民間宅地の火山灰の除去等

清掃対策部長は、市民に対して、次の処理方法等を提示し、市民(事業者を含む。)

による火山灰の除去を推進する。

- 一般廃棄物等との分別の要領
- 集めた火山灰の集積場所(市民・事業者の灰捨て場の位置、持込先)
- 火山灰の回収袋
- 市による回収日
- その他必要な事項や留意事項

**(3) 公共施設(道路、公園などを含む)の火山灰の除去等**

- 各施設管理者は、所管する施設内の火山灰を除去する。
- 環境部は、分別、回収袋、回収日等を定め、全庁的に周知する。
- 各施設管理者及び環境部は、除去、回収等に際して、火山灰の飛散防止のため、散水処理等を行う。

**2 宅地火山灰の収集・運搬**

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとする。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

**3 法令上の火山灰の取り扱い**

火山灰は「大規模火山災害対策への提言」参考資料より(一部修正)により、以下の通りとされている

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない
- 「土壌汚染対策法」の対象外

**4 火山灰仮置き場**

- 清掃対策部は、東京都及び関係機関と十分に調整し、回収した火山灰を処理する。
- 清掃対策部は、以下の考え方に基づき、回収した火山灰仮置き場を設定し、火山灰を集積する。

**(1) 考え方**

道路、その他施設の火山灰の除去作業を行い、地域内又は近隣に一時的に集積する場所

仮置き期間は、1～3か月程度を想定

**(2) 用地の主な要件**

平坦な場所(火山灰の移動、流出を防止)

河川や水路などから一定程度離れた場所(下流域への流出を防止)

ダンプトラックの往来が可能な場所(後日処分場へ移動させることを念頭に)

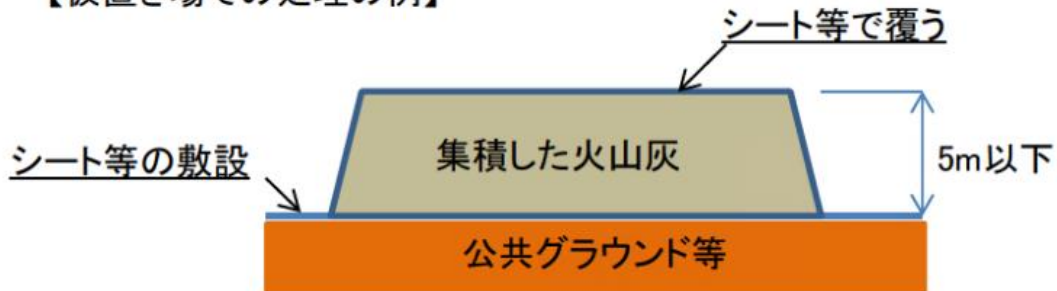
公有地、公共施設(私有地への集積は、地権者との合意が必要)

(例)大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地など

(3) 留意事項

- 用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫(シート等の敷設)
- 風による飛散防止(シート等で被う)
- 降雨による流出防止(排水溝の設置)
- 火山灰盛土の崩壊防止(盛土高5m以下) 等

【仮置き場での処理の例】



5 公共施設の点検

- 都市整備部(下水道課)は、公共下水の点検を行い、火山灰の流入等による下水道詰まりの防止対策を行う。
- 各施設管理者は、建物及び敷地内の点検を行い、火山灰による機能不全の防止対策を行う。

3 避難対策

- 多摩市(防災安全課)は、降灰後の降雨などにより、降り積もった火山灰が起因となり、河川積止めによる洪水や法面崩壊などの危険が発生する恐れがある場合には、必要により避難指示等を発令するとともに、警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。
- 多摩市は、大規模な避難者が発生する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。避難対策については、「第2部第9章」に準ずる

4 応援協力・派遣要請

- 多摩市は、降灰により被害を受け又は受ける恐れがある場合には、各防災機関及び住民と協力して、災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害を最小限にとどめる。
- 多摩市は、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合には、都を通じて、自衛隊の派遣を要請する。
- 多摩市は、自衛隊の派遣を要請する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。



## 5 警備・交通規制

- 降灰時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。また、視界不良による交通事故や降灰に伴うスリップ事故等の増加が予想される。
- 多摩市は、以下の多摩中央警察署が実施する、警備活動及び交通規制に対し、協力する。
  - 各種の犯罪予防
  - 各種の取締り
  - 交通秩序の維持
  - 公共の安全と秩序の維持
  - 治安の維持
  - その他必要な事項

## 6 医療救護活動

- 多摩消防署は、降灰による傷病者から119番通報があった場合には、救急活動を行う。
- 多摩市及び多摩消防署は、降灰による傷病者が多数発生した場合には、連携し救急活動を行う。また、多摩市は必要により医療救護活動を行う。
  - ※ 医療救護活動については、「第2部第7章」の必要部分を準用する。

## 7 交通機関の応急・復旧対策

- 道路
  - 道路管理者等は、降灰により道路(道路施設を含む)が被害を受けた場合には、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、復旧を図る。
  - ※ 道路の応急・復旧対策については、「第2部第4章」に準ずる

## 8 農業対策

- 降灰により、農作物及び農業関連施設に被害が及ぶおそれがある。
- 農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の方策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的に必要となる。
- 住民対策部長は、関係機関と連携し、次の対策を実施する。
  - ・ 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導
  - ・ 土壌改良の指導及び代替作物の選定
  - ・ 除灰作業の指導
  - ・ JA 東京南との連絡